

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	市場の秩序及び清潔の保持		
根拠法令・条項	堺市立青果地方卸売市場条例第11条第2項		
所 管 課	農 政 部 農水産 課		
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>条例の定めによる。</p> <p>堺市立青果地方卸売市場条例第11条第2項</p> <p>(市場の秩序及び清潔の保持)</p> <p>第11条 市場へ入場する者は、市場の秩序及び清潔の保持をしなければならない。</p> <p>2 市長は、市場の秩序及び清潔を保持するため、入場の制限又は禁止その他必要な措置をとることができる。</p>		
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、堺市行政手続条例第13条第2項第1号の規定に該当するため、手続を省略する。	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		